- ○奈良県公安委員会公印規程(昭和36年8月11日公委規程第2号)
- [沿革] 昭和37年6月公委規程第1号、38年4月第1号、7月第2号、40年9月第1号、41年10月第1号、11月第2号、45年9月第1号、46年4月第1号、48年3月第2号、9月第5号、12月第6号、53年9月第1号、54年4月第3号、58年1月第1号、60年2月第1号、61年10月第2号、平成2年8月第1号、3年2月第2号、10月第7号、4年5月第4号、6月第5号、8年2月第2号、9年8月第2号、10年3月第2号、12年11月第7号、13年3月第3号、14年2月第1号、5月第9号、15年5月第2号、8月第3号、16年3月第2号、17年7月第4号、12月第5号、18年4月第1号、5月第3号、19年5月第4号、20年3月第3号、11月第9号、22年4月第2号、25年3月第2号、27年5月第3号、12月第5号、29年3月第1号、第2号、30年10月第4号、31年4月第3号、令和2年3月第2号、4年3月第1号、5年3月第1号、6月第4号改正

(総則)

第1条 奈良県公安委員会(以下「公安委員会」という。)において使用する公印の名 称、規格並びに保管、使用等について必要な事項は、別に定めるもののほか、この規 程の定めるところによる。

(公印の種別、名称、規格等)

- 第2条 公印の種別は、次のとおりとする。
  - (1) 一般公印 一般的な用途に使用するもの
  - (2) 専用公印 特定の用途に使用するもの
- 2 公印の名称、ひながた、書体、寸法及び用途並びに公印の保管責任者は、別表のと おりとする。

(管理責任者)

- 第3条 公印の管理責任者は、奈良県警察本部警務部総務課長とする。
- 2 管理責任者は、公印の全般的な管理について、その責に任ずるものとする。 (保管責任者)
- 第4条 保管責任者は、別表に定める保管区分にしたがい、その保管に係る公印の使用 及び保管について、その責に任ずるものとする。

(取扱者)

- 第5条 保管責任者は、所属の次席又は副署長若しくは次長及び分庁舎所長を取扱者に 指定し、公印の使用、保管その他公印の取扱事務に従事させることができる。
- 2 保管責任者は、取扱者が不在の場合における代理者を指定しておかなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

第6条 公印の新調、改刻又は廃止の手続は、管理責任者が行うものとする。

(公印の登録)

- 第7条 管理責任者は、公安委員会公印台帳(別記様式第1号)を備え、印影その他必要事項を登録しておかねばならない。
- 2 前項に規定する公印台帳に登録されていない印を公印として使用することはできない。

(公印の使用手続)

- 第8条 公印の使用を必要とするときは、押印を必要とする文書に原議を添えて、取扱者に提出し、公印の使用についてその承認を得なければならない。
- 2 一般公印を使用するときは、前項のほか公安委員会公印使用簿(別記様式第2号) にそのつど所要事項を記入しなければならない。

(印影の撮影)

第9条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許証を写真により作成する場合は、公 印の印影を運転免許証用紙に撮影して、公印の押印にかえることができる。

(印影の印刷)

- 第9条の2 公印の押印を必要とする同一文書を多数作成する場合は、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印にかえることができる。
- 2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷承認申請書 (別記様式第3号) に原議を添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければな らない。
- 3 公印の印影を印刷した文書は、厳重に保管するとともに公安委員会公印印影印刷文書受払簿(別記様式第4号)によってその使用状況を明らかにしておかなければならない。ただし、別に定めるところにより、使用の状況を明らかにできる場合は、この限りでない。

(公印の保管)

第10条 公印は、つねにかぎのある堅固な容器に納め、使用しないときは施錠し、厳重 に保管しなければならない。

(公印の事故報告)

第10条の2 保管責任者は、公印の盗難、紛失等の事故があったときは、管理責任者を 経て速やかに警察本部長に報告しなければならない。

(不用公印の保存)

第11条 改刻又は廃止により不用となった一般公印は永久、専用公印は5年間、管理責

任者において保存する。

- 2 前項の保存期間を経過した公印は、管理責任者において廃棄処分するものとする。
  附 則
- 1 この規程は、昭和36年8月11日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものと みなす。

附 則 (昭和37年6月8日公委規程第1号)

この規程は、昭和37年6月8日から施行する。

附 則 (昭和38年4月19日公委規程第1号)

この規程は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和38年7月23日公委規程第2号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものと みなす。

附 則 (昭和40年9月9日公委規程第1号)

この規程は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和41年10月15日公委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年11月14日公委規程第2号)

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 (昭和45年9月3日公委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日公委規程第1号)

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月26日公委規程第2号)

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年9月28日公委規程第5号)

この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和48年12月12日公委規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年9月7日公委規程第1号)

この規程は、昭和53年9月7日から施行し、昭和53年9月1日から適用する。

附 則 (昭和54年4月14日公委規程第3号)

この規程は、昭和54年4月14日から施行する。

附 則 (昭和58年1月13日公委規程第1号)

この規程は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則 (昭和60年2月4日公委規程第1号)

この規程は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (昭和61年10月31日公委規程第2号)

この規程は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則 (平成2年8月9日公委規程第1号)

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月28日公委規程第2号)

この規程は、平成3年3月4日から施行する。

附 則 (平成3年10月29日公委規程第7号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成3年10月29日から施行する。

附 則 (平成4年5月22日公委規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月12日公委規程第5号)

この規程は、平成4年6月12日から施行する。

附 則 (平成8年2月5日公委規程第2号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年8月28日公委規程第2号)

この規程は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日公委規程第2号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月21日公委規程第7号)

この規程は、平成12年11月24日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成13年3月22日公委規程第3号)

この規程は、平成13年3月26日から施行する。

附 則 (平成14年2月20日公委規程第1号)

この規程は、平成14年2月22日から施行する。

附 則 (平成14年5月30日公委規程第9号)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。ただし、改正後の別表の2専用公印の

表警備員等検定事務及び風俗営業管理者証作成事務の項用途の欄第2号の規程及び身分証明書作成事務用縮小印の項用途の欄第4号の規定については、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月22日公委規程第2号)

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月21日公委規程第3号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日公委規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日公委規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。次項において「改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規程の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成17年7月26日から施行する。

(準備行為)

2 改正法附則第2条に規定する改正法第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和 35年法律第105号)第51条の8第1項の登録、同法第51条の13第1項の駐車監視員資格 者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為は、この規程の施行 日前においても、この規程による改正後の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成17年12月15日公委規程第5号)

この規程は、平成17年12月16日から施行する。

附 則 (平成18年4月28日公委規程第1号)

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日公委規程第3号)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月24日公委規程第4号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月7日公委規程第3号)

この規程は、平成20年3月10日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日公委規程第9号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月9日公委規程第2号)

この規程は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日公委規程第2号)

この規程は、平成25年3月28日から施行する。

附 則 (平成27年5月21日公委規程第3号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月17日公委規程第5号)

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日公委規程第1号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日公委規程第2号)

この規程は、平成29年3月24日から施行する。

附 則 (平成30年10月23日公委規程第4号)

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日公委規程第3号)

(施行期日)

1 この規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行 の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の規程により作成された様式の用紙で、現に残存するものに ついては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和2年3月30日公委規程第2号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日公委規程第1号)

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日公委規程第1号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月30日公委規程第4号)抄

(施行期日)

1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

(別表等省略)